

令和5年第5回春日井市議会定例会提出議案目次〔Ⅱ〕

議案番号	議	題	
第102号議案	令和5年度春日井市一般会計補正予算（第7号）	……………	1
第103号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について	……………	3
第104号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に ついて……………		8

第 102 号議案

令和 5 年度春日井市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度春日井市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,172,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 121,677,603 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		3,330,789	491,030	3,821,819
	1 地方交付税	3,330,789	491,030	3,821,819
16 国庫支出金		18,626,582	2,172,800	20,799,382
	2 国庫補助金	3,586,990	2,172,800	5,759,790
20 繰入金		6,754,830	△ 491,030	6,263,800
	1 繰入金	6,754,830	△ 491,030	6,263,800
歳入合計		119,504,803	2,172,800	121,677,603

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		54,542,801	2,172,800	56,715,601
	1 社会福祉費	28,565,850	2,172,800	30,738,650
歳出合計		119,504,803	2,172,800	121,677,603

第 103 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 12 月 18 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「1 戸籍法関係手数料」の表戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項及び第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項及び第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により電子情報処理組織（同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法（情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）を使用する方法（電子情報処理組織により自動的に特定した当該戸籍</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件</p>	<p>400円</p>	
---	-------------------------	-------------	--

<p>電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法をいう。)に限る。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
---	--	--	--

別表「1 戸籍法関係手数料」の表戸籍法第12条の2において準用する第10条第1項、第10条の2第1項及び第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表戸籍法第12条の2において準用する第10条第1項、第10条の2第1項及び第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により電子情報処理組織</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件</p>	<p>700円</p>	
--	-------------------------	-------------	--

<p>を使用する方法（情報提供等記録開示システムを使用する方法（電子情報処理組織により自動的に特定した当該除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法をいう。）に限る。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
--	--	--	--

別表「1 戸籍法関係手数料」の表戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付の項中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新たに戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を設ける等のため必要があるからである。

第 104 号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年12月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者（地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合にあつては、出産の日。第22条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の2の規定により算定した所得割額に12分

の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合は、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合は、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第22条の3に規定する出産被保険者（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）に係る届出その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の30の5に定める場合にあっては、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあっては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」

という。)に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の産前産後期間に係るもの及び令和4年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するため必要があるからである。

